

新バスシステム事業の運行実施に関する細目協定書

新潟市(以下「甲」という。)と新潟交通株式会社(以下「乙」という。)は、都心軸における BRT 導入とともに、全市的なバス路線の見直しを図り、持続可能なものとするため実施する、新バスシステム事業(以下「本事業」という。)にかかる第 1 期 BRT の運行実施に関し、次のとおり細目協定(以下「運行協定」という。)を締結する。

(目的)

第 1 条 運行協定は、平成 26 年 4 月 15 日に甲と乙が締結した「新バスシステム事業にかかる運行事業協定書」(以下「事業協定」という。)に基づき、本事業の運行実施に係る詳細な事項について、甲乙の役割分担及び費用負担を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 運行協定において用いる用語の定義は、事業協定第 2 条のほか別紙 1 に定めるところによる。

(協定期間)

第 3 条 運行協定の期間は、協定締結日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

2 運行協定の協定期間の最終年度において、それまでの運行事業者の実績等に関する評価結果を踏まえ、特に問題がない場合は、次期協定の締結について、甲及び乙で協議を行う。

(詳細事項)

第 4 条 運行協定は第 1 条に基づき本事業の運行実施に係る詳細事項を規定するものである。運行協定第 5 条から第 14 条の規定は、甲乙の役割分担及び費用負担の基本方針を示したものであり、詳細の運用は別紙 2 に定める「運行に関する役割分担一覧表」に基づき運用するものとする。

(賃借料及び貸付料、使用を認める期間)

第 5 条 乙は甲が本事業に関して整備した施設等について、無償で使用又は借り受けられるものとする。

2 甲が貸与及び使用を認める期間は、使用可能となった日、もしくは引き渡しを行った日から、協定期間の終了までとする。

(運賃)

第 6 条 第 1 期 BRT 運行期間における BRT 区間の通常運賃は 210 円とする。ただし経済状況の大幅な変動や、消費税率の変更などが生じた際には、事前に甲に確認した上で、乙が運賃改

定を実施できるものとする。

2 第1期BRT運行開始直前の段階で乗換が発生していない路線において、本事業実施により乗換が発生する場合の運賃は、以下のとおりとする。

(1) ICカード「りゅーと」の利用者については、第1期BRT運行開始直前の直通運賃より運賃が増えないよう取り扱うものとする。ただし、前項により運賃改定を実施した場合は、改定後の直通運賃に則すものとする。なお、本施策は乙が実施し、またそれに係る費用は乙が負担する。

(2) ICカード「りゅーと」以外の利用者については、乗換における運賃負担の軽減を行うため、以下のとおり対応する。

ア 料金精算などに要する時間短縮による円滑な運行の実施、利用者の利便性向上を目的に、「りゅーと」使用啓発のための講習会等、普及促進策を甲乙協力して実施する。

イ 乗車履歴確認専用カードを作成、配布することによる乗継負担軽減策を導入する。ただし、その運用は既存の運賃システムおよび乙が有する既存の機器で対応しうる期間までとし、その際の運賃は前号に準ずるものとする。なお、本施策は甲が実施し、またそれに係る費用は甲が負担する。

(BRTの運行)

第7条 乙は第1期BRT運行開始時点での、BRTの路線配置及びその営業時間、時間帯別の運行本数、直通便の時間帯別の概要については別に定める「新バスシステム運行計画」によるものとする。

2 BRTのダイヤについて、乙は鉄道とのスムーズな乗換を考慮するものとする。なお第1期BRT運行開始時のダイヤは平成27年春の鉄道ダイヤの改正を踏まえたうえで、甲と乙とで合意した第1期BRT運行開始の約3か月前までに、甲に確認のうえ乙が公表をする。ただし、以降の公表時期はこの限りでない。

(BRT車両)

第8条 甲は、BRTの導入にあたり、次により乙に連節バスを貸与する。

(1) 第1期BRT運行開始にあたり4台を貸与する。

(2) 貸与の期間は、甲から乙へ引き渡しを行った日から運行協定の終了までとする。

(3) 乙は、貸与車両を善良な管理者の注意をもって正常な使用状態及び十分に機能する状態を保たなければならない。

(車両基地)

第9条 BRT車両を適正に維持管理するための車両基地は、本整備までの間、乙が運営する新潟西部営業所の既存施設を用いて、暫定的な運用を行うものとする。

2 甲は乙が所有する車両基地に連節バスの点検整備に必要な備品等を配置し、乙に貸与する。

3 車両基地及び連節バスの点検整備に必要な備品等については、乙が善良な管理者の注意を

もって正常に保持する。

(交通結節点)

第 10 条 乙は、甲が設置、維持管理する交通結節点を使用できるものとする。

(BRT 駅)

第 11 条 乙は、甲が設置する BRT 駅及びこれに付設する施設について、善良な管理者の注意をもって正常に保持する。ただし、道路及び道路付属物である上屋等は甲が保持する。

(情報案内システム)

第 12 条 乙は、甲が貸与する車載器及び車載モニター、運行情報案内表示機等について、善良な管理者の注意をもって正常に保持する。

(事業の検証)

第 13 条 乙は毎年甲に対し必要な事項を報告する。

- 2 前項の必要な事項については、甲及び乙からなる(仮称)運営協議会を設置し、第 1 期 BRT 開業までに(仮称)新バスシステム評価委員会設置要綱において定めるものとする。
- 3 甲及び乙は、新潟市 BRT 第 1 期導入区間運行事業者審査委員会から附された意見に誠実に対応するものとする。

(連節バスの車外広告、車内広告及び車内放送広告)

第 14 条 連節バスの車外広告、車内広告及び車内放送広告については、次によるものとする。

- (1) 連節バスの車外広告については、これを一切認めないものとする。
 - (2) 連節バスの車内広告及び車内放送広告については、乙が実施できるものとする。
- 2 広告の掲載に関して、広告掲載依頼者と問題が生じた場合は、乙の責任において解決することとする。

(権利譲渡禁止)

第 15 条 乙は、運行協定によって生じる権利又は義務を、甲の許可なく第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(第三者への賠償)

第 16 条 甲又は乙は、運行協定の実施において、その帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、原因者がその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 17 条 運行協定に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、事業協定に基づき甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

運行協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 26 年 9 月 3 日

甲：

新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1
新潟市
新潟市長 篠田 昭

乙：

新潟市中央区万代 1 丁目 6 番地 1
新潟交通株式会社
代表取締役社長 佐藤 丈二

【別紙1】新バスシステム事業に関する細目協定書の用語定義

- (1) BRT 車両:第 1 期 BRT に使用する以下のバス車両をいう。
 - ア 連節バス:通常のバス約 2 台分の輸送力があり、車長約 18m、車幅約 2.5m の前車室と後車室が繋がった 2 連節のバスをいう。
 - イ 一般バス:新潟交通株式会社が路線バスで使用している、車長約 12m、車幅約 2.5m のバリアフリー対応のバスをいう。
- (2) BRT 駅:第 1 期 BRT のうち交通結節点を除く BRT 車両が停車する駅(バス停)のことをいう。
- (3) 車両基地:BRT 車両の整備、点検等を行う施設をいう。
- (4) 情報案内システム:車載モニターや運行情報案内表示機、及び総合情報案内板等の新たに調達する機器を活用し、新バスシステム事業の運行に関する情報を提供するためのシステムをいう。
- (5) 総合情報案内板:交通結節点に設置する、路線バスや鉄道等の時刻表、行き先での乗り換え情報を表示する機器をいう。
- (6) トータルデザイン:BRT が市民等に分かりやすく、利用しやすいものとするために展開させる、統一感のあるデザインのことをいう。
- (7) 直通便:郊外から交通結節点で乗り換えることなく、新潟駅や古町など、まちなかまで運行されるダイヤをいう。
- (8) 車載器:バスロケーションシステム、ドライブレコーダー等のことをいう。
- (9) 車載モニター:主に乗り継ぎ情報や乗車運賃等を車内で表示する機器をいう。
- (10) 運行情報案内表示機:BRT 駅や交通結節点に設け、車両の位置情報などを表示する機器をいう。
- (11) (仮称)運営協議会:(仮称)新バスシステム評価委員会からの意見等を踏まえ、新バスシステムの改善等の検討を行うために設置する、甲と乙からなる機関をいう。
- (12) (仮称)新バスシステム評価委員会:新バスシステム事業の達成に向け、甲が設置する第三者委員会をいう。

(13) 年間走行キロ:乙が自主運行する路線の内、回送やアクセス線を除いた生活路線の年間実車走行キロ数をいう。

(14) アクセス線:乙が自主運行する路線の内、下記路線をいう。

- 1.佐渡汽船線(駅・県庁)
- 2.観光循環線
- 3.空港リムジン線
- 4.免許センター線

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考		
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙	
1	BRTの運行・運営 運行協定第7条	BRTの運行	車両内や乗り換え場所での案内			●	●			甲乙協働で行う 導入当初実施、車両内は案内係配置		
2			運行管理	点呼執行等				●				
3			異常時対応 (BRTの瑕疵を除く)		現場対応				●			
4					事故時の損害賠償				●			
5					救援出張手配					●		
6					救援車両手配					●		
7					代替輸送確保					●		
8			案内掲示	ダイヤ変更・迂回運行等					●			
9			乗務員教育	乗務員の選考・教育					●		導入以降の乗務員教育	
10		BRTの運営		運送費	別に定める項目を除く			●				
11				一般管理費	別に定める項目を除く				●			
12		運行データ		燃料使用量データ	データ管理・システム管理			●				
13				走行キロデータ	データ管理・システム管理				●			
14				乗降客数データ	データ管理・システム管理				●			
15				運行画像データ	データ管理・システム管理				●			
16				運行記録データ	データ管理・システム管理				●			
17				行先表示データ	データ管理・システム管理				●			
18				音声合成データ	データ管理・システム管理				●			
19				運賃表示データ	データ管理・システム管理				●			
20				その他データ	データ管理・システム管理				●			
21		広報		計画立案			●	●			運行後の広報 甲乙合意の上、協働で行う、費用負担は別途協議	
22				実施			●	●			運行後の広報 甲乙合意の上、協働で行う、費用負担は別途協議	

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考		
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙	
23	BRT車両 運行協定第8条	点検整備	日常点検整備	点検整備の実施	連節バス		●					
24					一般バス		●					
25				車両清掃の実施	連節バス		●					
26					一般バス		●					
27				整備費用	連節バス		●			修繕・改修を除く		
28					一般バス		●			修繕・改修を除く		
29				定期点検整備	点検整備の実施	連節バス		●				
30						一般バス		●				
31					整備費用	連節バス		●			修繕・改修を除く	
32						一般バス		●			修繕・改修を除く	
33					修繕・改修	修繕内容・程度の判断	連節バス・一般バス		●			
34						保守・管理(10万未満の修繕含む)	連節バス		●			乙の責によるものは乙の費用負担 金額基準は1両に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする
35				一般バス				●				
36				改修・更新(10万以上の修繕含む)		連節バス		●	●		乙の責によるものは乙の費用負担 金額基準は1両に対する1回の修繕額とする	
37		一般バス				●						
38		連節車両、又は特有用仕様により追加発生する修繕	連節バス			●						
39		連節車両、又は特有用仕様に 関わらない修繕	連節バス			●			法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする			
40		法令改編等による車両改造	連節バス			●						
41			一般バス			●						
42		新規機器装置の増設等	連節バス			●			甲が必要と認めたもの			
43			一般バス			●						
44		BRT車両の瑕疵	連節バス		●			所有者対応 代車費用含む				
45			一般バス		●			所有者対応				

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考			
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙		
46		諸税	自動車税	連節バス			●						
47				一般バス				●					
48				重量税	連節バス				●				
49					一般バス					●			
50			保険	自賠責保険	連節バス				●				
51					一般バス					●			
52				任意保険	連節バス					●			
53					一般バス						●		
54				連節車両貸出	外部貸出	窓口			●	○		窓口は甲で一本化・貸出の判断は乙と協議し、甲が決定	
55				代車運行	整備による代車運行 (BRTの瑕疵を除く)	代車運行					●		代車運行の判断含む
56		旅客への案内								●			
57		臨時バス運行による代車運行	代車運行							●		代車運行の判断含む	
58			旅客への案内								●		
59		その他の代車運行	代車運行							●	●	○	必要な費用は乙が貸出先に請求
60			旅客への案内									●	
61		更新	連節車両		特殊車両の通行許可申請 更新			●	○	●			毎年更新 更新は甲が行う・乙も協力する
62					車両更新				●	○			
63			一般車両	車両更新						●			
64			車載器	連節バス				●					
65				一般バス				○			●		運行情報に関する車載器、車載モニターの更新は甲
66			契約満了	返却時の現状回復	連節バス						●		通常使用による劣化等は除く 乙独自の仕様による2次架装品の使用は乙に限定する

番号	分類				役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考					
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙						
67	車両基地 運行協定第9条	施設・設備	保守・管理(10万未満の修繕含む)	整備棟			●		金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた消耗品交換相当額とする					
68				事務所棟				●						
69				車庫	舗装			●						
70				乗務員交代用の社用車				●						
71				燃料スタンド				●						
72				尿素コンテナ容器				●						
73				自動洗車機				●						
74				手洗洗車場				●						
75				格納スペース	白線引き			●						
76				点検設備	各種設備			●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする			
77				保険加入			●	●				所有者加入		
78				改修・更新(10万以上の修繕・瑕疵・破損・経年劣化含む)			整備棟				●		金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする	
79							事務所棟					●		
80							車庫	舗装				●		
81							乗務員交代用の社用車					●		
82							燃料スタンド					●		
83							尿素コンテナ容器					●		
84							自動洗車機					●		
85	手洗洗車場							●						
86	格納スペース	白線引き						●						

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲	
87				点検設備	連節バス点検設備	●				金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする
88					一般バス点検設備		●			
89					三柱リフト	●				金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする
90					車検用検査機器	●				金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする
91					塗装設備	●				金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする
92					高圧温水洗浄器	●				金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする
93					整備診断コンピューター等	●				金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする
94				増設		●	●			
95		点検整備	人件費		通常整備点検		●			
96					通常時間外整備点検		●			
97					仕業終業点検		●			
98			燃料等の調達				●			
99			消耗品の調達		連節車両、又は特有益な仕様により追加的に発生する消耗品		●	●		
100					連節車両、又は特有益な仕様によらない通常消耗品		●			
101			連節バスストック品の調達		連節車両、又は特有益な仕様により追加的に発生するストック品		●	●		
102					連節車両、又は特有益な仕様によらない通常ストック品		●			
103		移設	環境変化			●	●			暫定整備から本整備での移設は別に定める

【別紙2】運行に関する役割分担一覧表

●主体
○副主体

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考					
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙				
104	BRT駅 運行協定第11条	(東中通下り)	保守・管理(10万未満の修繕含む)	上屋				●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする				
105				ベンチ				●				金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする			
106				時刻表					●						
107				路線図						●					
108				その他掲出物									●		
109				運行情報案内表示器										●	金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする
110				保険加入				●							
111				改修・更新・移設(10万以上の修繕含む)	上屋					●					金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする
112					ベンチ					●					
113					時刻表									●	
114			路線図										●		
115			その他掲出物										●		
116			運行情報案内表示器								●				
117			上記設備の瑕疵・破損・経年劣化									●			
118			電気料		上屋						●	●		方策及び費用負担は甲乙協議	
119				運行情報案内表示器							●	●			
120			通信費	運行情報案内表示器							●	●	方策及び費用負担は甲乙協議		

【別紙2】運行に関する役割分担一覧表

●主体
○副主体

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考			
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙		
121		タイプ2 (礎町上り) (東中通上り) (新潟第一高校前上下) (関屋大川前下り)	保守・管理(10万未満の修繕含む)	上屋			●				金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする		
122				ベンチ				●				金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする	
123				時刻表					●				
124				路線図					●				
125				その他掲出物					●				
126				運行情報案内表示器						●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする
127				保険加入				●	●				所有者加入
128			改修・更新・移設(10万以上の修繕含む)	上屋			●	●				所有者に帰属する 金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする	
129				ベンチ				●					
130				時刻表					●				
131				路線図					●				
132				その他掲出物					●				
133				運行情報案内表示器				●					
134				上記設備の瑕疵・破損・経年劣化				●	●				所有者に帰属する
135			電気料	上屋			●	●				方策及び費用負担は甲乙協議	
136				運行情報案内表示器				●	●				方策及び費用負担は甲乙協議
137			通信費	運行情報案内表示器			●	●				方策及び費用負担は甲乙協議	

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考	
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙
138		タイプ3 (駅前通上下) (万代上下) (本町上下) (古町上下) (白山浦1上下) (高校通上下) (宮前通上下) (関屋大川前上り)	保守・管理(10万未満の修繕含む)	バス停柱			●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする	
139				時刻表				●			
140				路線図					●		
141				その他掲出物					●		
142				運行情報案内表示器					●		金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする
143				保険加入				●			
144				改修・更新・移設(10万以上の修繕含む)	バス停柱			●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする
145			時刻表						●		
146			路線図						●		
147			その他掲出物						●		
148			運行情報案内表示器					●			
149			上記設備の瑕疵・破損・経年劣化					●			所有者に帰属する
150			電気料		バス停柱			●	●		方策及び費用負担は甲乙協議
151					運行情報案内表示器			●	●		方策及び費用負担は甲乙協議
152			通信費	運行情報案内表示器			●	●		方策及び費用負担は甲乙協議	

【別紙2】運行に関する役割分担一覧表

●主体
○副主体

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考		
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙	
153	交通結節点 運行協定第10条	新潟駅	保守・管理(10万未満の修繕含む)	バス乗降場		●						
154				タクシー乗降場		●						
155				タクシープール		●						
156				上屋		●						
157				上屋一体型ベンチ		●						
158				バス停柱				●				
159				BRT時刻表					●			
160				BRT路線図						●		
161				一般バス時刻表						●		
162				一般バス路線図						●		
163				その他掲出物						●		
164				案内サイン					●			
165				整列用路面標示					●			
166				総合情報案内板					●			
167				運行情報案内表示器						●		金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする
168				保険加入					●	●		所有者加入

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考		
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙	
169			改修・更新・移設(10万以上の修繕含む)	バス乗降場			●				金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする	
170				タクシー乗降場			●					
171				タクシープール			●					
172				上屋			●					
173				バス停柱				●				
174				上屋一体型ベンチ			●					
175				BRT時刻表				●				
176				BRT路線図				●				
177				一般バス時刻表				●				
178				一般バス路線図				●				
179				その他掲出物				●				
180				案内サイン			●					
181				整列用路面標示			●					
182				総合情報案内板			●					
183				運行情報案内表示器			●					
184				上記設備の瑕疵・破損・経年劣化			●					所有者に帰属する
185		電気料		上屋			●					
186				運行情報案内表示器			●	●				方策及び費用負担は甲乙協議
187				総合情報案内板			●					
188		通信費		運行情報案内表示器			●	●			方策及び費用負担は甲乙協議	
189			総合情報案内板			●						

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考		
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙	
190			市役所	保守・管理(10万未満の修繕含む)	バス乗降場		●					
191					駐輪場		●					
192					上屋		●					
193					上屋一体型ベンチ		●					
194					待合所		●					
195					トイレ		●					
196					BRT時刻表				●			
197					BRT路線図				●			
198					一般バス時刻表				●			
199					一般バス路線図				●			
200					その他掲出物				●			
201					案内サイン		●					
202					整列用路面標示		●					
203					運行情報案内表示器				●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする
204					総合情報案内板		●					
205					りゅーとチャージ機器				●			
206					保険加入		●					所有者加入

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考		
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙	
207			改修・更新・移設(10万以上の修繕含む)	バス乗降場		●				金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする		
208		駐輪場			●							
209		上屋			●							
210		上屋一体型ベンチ			●							
211		待合所			●							
212		トイレ			●							
213		BRT時刻表						●				
214		BRT路線図						●				
215		一般バス時刻表						●				
216		一般バス路線図						●				
217		その他掲出物						●				
218		案内サイン			●							
219		整列用路面標示			●							
220		運行情報案内表示器			●							
221		総合情報案内板			●							
222		上記設備の瑕疵・破損・経年劣化			●							
223		りゅーとチャージ機器						●				
224		電気料		上屋			●					
225				待合所		●						
226				トイレ		●						
227				運行情報案内表示器		●		●				方策及び費用負担は甲乙協議
228				総合情報案内板		●						
229				りゅーとチャージ機器					●			
230			水道料	トイレ			●					
231		運行情報案内表示器			●		●			方策及び費用負担は甲乙協議		
232		総合情報案内板			●							

【別紙2】運行に関する役割分担一覧表

●主体
○副主体

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考		
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙	
233			白山駅	保守・管理(10万未満の修繕含む)	バス乗降場		●					
234					タクシー乗降場		●					
235					タクシープール		●					
236					駐輪場		●					
237					上屋		●					
238					上屋一体型ベンチ		●					
239					BRT時刻表			●				
240					BRT路線図			●				
241					一般バス時刻表			●				
242					一般バス路線図			●				
243					その他掲出物			●				
244					案内サイン		●					
245					整列用路面標示		●					
246					運行情報案内表示器				●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする
247					総合情報案内板		●					
248					保険加入		●					

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考		
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙	
249			改修・更新・移設(10万以上の修繕含む)	バス乗降場			●				金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする	
250				タクシー乗降場			●					
251				タクシープール			●					
252				駐輪場			●					
253				上屋			●					
254				上屋一体型ベンチ			●					
255				BRT時刻表				●				
256				BRT路線図				●				
257				一般バス時刻表				●				
258				一般バス路線図				●				
259				その他掲出物				●				
260				案内サイン			●					
261				整列用路面標示			●					
262				運行情報案内表示器			●					
263				総合情報案内板			●					
264				上記設備の瑕疵・破損・経年劣化			●					
265		電気料		上屋			●					
266				運行情報案内表示器			●	●				方策及び費用負担は甲乙協議
267				総合情報案内板			●					
268		通信費		運行情報案内表示器			●	●				方策及び費用負担は甲乙協議
269			総合情報案内板			●						

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考	
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙
270		青山	保守・管理(10万未満の修繕含む)	バス乗降場		●					
271				上屋			●				
272				上屋一体型ベンチ			●				
273				BRT時刻表				●			
274				BRT路線図				●			
275				一般バス時刻表				●			
276				一般バス路線図				●			
277				その他掲出物				●			
278				案内サイン			●				
279				整列用路面標示			●				
280				運行情報案内表示器				●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする
281				総合情報案内板			●				
282				保険加入			●				

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考		
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙	
283			改修・更新・移設(10万以上の修繕含む)	バス乗降場			●				金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする	
284				上屋			●					
285				上屋一体型ベンチ			●					
286				BRT時刻表				●				
287				BRT路線図				●				
288				一般バス時刻表				●				
289				一般バス路線図				●				
290				その他掲出物				●				
291				案内サイン			●					
292				整列用路面標示			●					
293				運行情報案内表示器			●					
294				総合情報案内板			●					
295				上記設備の瑕疵・破損・経年劣化			●					
296		電気料		上屋			●					
297				運行情報案内表示器			●	●				方策及び費用負担は甲乙協議
298				総合情報案内板			●					
299		通信費		運行情報案内表示器			●	●				方策及び費用負担は甲乙協議
300			総合情報案内板			●						
301		その他	BRTとの乗換えに必要な施設	保守・管理(10万未満の修繕含む)			●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする		
302				改修・更新・移設(10万以上の修繕含む)		●				金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする		

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考		
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙	
303	情報案内 運行協定第12条	情報案内システム	保守・管理(10万未満の修繕含む)	車載器(連節バス)			●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする		
304				車載器(一般バス)			●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする		
305				車載モニター(連節バス)			●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする		
306				車載モニター(一般バス)			●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする		
307				サーバー			●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする		
308				システム			●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする 法人税法に定められた小額の減価償却資産相当額とする		
309				電気料	サーバー		●	●			方策及び費用負担は甲乙協議	
310				通信費	車載機		●	●			方策及び費用負担は甲乙協議	
311				改修・更新(10万以上の修繕含む)			車載器(連節バス)		●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする
312							車載器(一般バス)		●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする
313							車載モニター(連節バス)		●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする
314							車載モニター(一般バス)		●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする
315							サーバー		●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする
316							システム		●			金額基準は1施設・設備に対する1回の修繕額とする
317							上記設備の瑕疵・破損・経年劣化		●			
318				走行空間	走行環境	道路補修			●			
319						道路改良			●			
320	清掃の実施					●						
321	走行環境のPR					●						

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考			
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙		
322	事業の検証 運行協定第13条	甲への報告事項	運行実績	収支報告			●						
323				利用者数				●					
324				走行距離				●					
325		評価委員会への対応	評価委員会からの意見への対応	検討			●	●					
326				チェック結果の公表			●	○			公表は甲乙合意の上、甲が行う		
327		運行計画の見直し	運行計画見直しの検討・実施				●	●			BRT運行に関し甲乙合意の上、行う		
328				周知				●	●			甲乙合意の上、協働で行う	
329		その他	BRTを媒体とした広告	広告(連節バスタイプ)	車外広告			●				車外広告は一切認めない	
330	車内広告								●			OBCモニター含む	
331	車内音声広告									●			乙の広告掲載基準で運用
332	広告(一般バスタイプ)			車外広告					●			乙で運用する	
333				車内広告						●			OBCモニター含む
334				車内音声広告							●		乙の広告掲載基準で運用
335	広告(BRT駅)			甲所有					●				甲が認めた場合に限る
336					その他						●		
337	広告(交通結節点)			甲所有					●				甲が認めた場合に限る
338					その他							●	
339	問合せ等への対応			苦情対応					●	●			甲乙で対応
340					問合せ対応					●	●		